

鳥取県公報

平成 30 年 8 月 7 日 (火) 第 9 0 2 5 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (488) (税務	課)・・・・・・・・・2
			生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (489)	(福祉監査指導課)・・・・・・2
			生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (490)	(") • • • • • • • • 2
			身体障害者福祉法による医師の指定(491)(障がい	福祉課)・・・・・・・・・3
			県営土地改良事業計画の決定(492) (農地・水保全	課) ・・・・・・・・3
			土地収用法による事業の認定(493) (県土総務課)	3
\Diamond	公	告	大規模店舗の設置の届出(住まいまちづくり課)・・	• • • • • • • • • • • • 5
			猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察	察本部生活環境課)・・・・・・5

示

鳥取県告示第488号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を 次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年8月7日

鳥取県知事 平 井 治

1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県専修学校等奨学資金(決定番号4110008)、鳥取県母子福祉資金(決定番号 A222864029、A222865030、 A441230056, A441231057, A441236010, A441357004, A651355037, A652697023, A652867007, A652883014, A652920005, A760705003、A760727008) 及び鳥取県看護職員修学資金(貸付決定番号県看第107号、県看第115号、県看第136 号、県看第150号、県看第216号、看第1144号、看第1558号、看第1602号、看第1729号、看第1914号、看第1956 号、看第2066号、准第395号、准第529号、准第553号、准第612号、准第905号、140591、153561、154271)

3 委託期間

平成30年8月3日から平成32年3月31日まで

鳥取県告示第489号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規 定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中 国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月7日

鳥取県知事 平 井 治

居宅介護支援事業者

名 称 🖹	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の 名称	居宅介護支援事業所の 所在地	廃止年月日
医療法人同愛会 メ	米子市両三柳1880	サービスプランやわらぎ	米子市新開四丁目11- 13	平成30年6月30 日

鳥取県告示第490号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規 定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残 留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の 所在地	居宅介護事業の 種類	休止年月日
株式会社ハピネ	三重県津市西丸	ハッピーセンター米子	米子市皆生温泉三	夜間対応型訪問	平成30年5
ライフ一光	之内36-25	夜間対応型訪問介護	丁目15-50	介護	月31日

鳥取県告示第491号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福 祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月7日

鳥取県知事 平 井 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
消化器外科	小腸機能障害	大谷 裕	米子市車尾四丁目17-1
	ぼうこう又は直腸機能障害		独立行政法人国立病院機構米子医療
			センター
胸部乳腺外科	呼吸器機能障害	万木 洋平	II .
耳鼻咽喉科	聴覚・平衡機能障害	小田 直治	境港市米川町44
			鳥取県済生会境港総合病院
眼科	視覚障害	大松 寛	米子市西町36-1
			鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第492号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農業競争力強化基 盤整備事業(農地整備) 山根地区 区画整理・農業用用排水)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第 5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月7日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成30年8月7日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から 起算して15日以内に知事に審査請求をすること。

鳥取県告示第493号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第 26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

米子市

2 事業の種類

米子市加茂公民館整備事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 米子市両三柳字鞍シウタ及び字深池妻神西地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

米子市加茂公民館整備事業(以下「本件事業」という。)は、米子市加茂公民館を移転改築しようとする ものであり、法第3条第22号に掲げる社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館に関する事業に該当 し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は地方公共団体であり、本件事業に必要な経費について、予算措置が講じられているため、法第20 条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事 業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事 業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業は、鳥取県が実施する街路両三柳中央線改良工事(3工区)により、移転改築が必要となった ことによるものである。

米子市加茂公民館は、米子市北西部の加茂小学校区を対象区域とし、平成29年5月末現在で、一般世帯 4,350世帯、人口9,292人を対象として社会教育・生涯学習の場を提供するとともに21自治会で構成する自 治連合会を中心とした地域コミュニティ醸成に重要な拠点施設であり、社会教育講座14講座の他、地域福 祉に関する事業や地域のサークル活動(37団体)の支援、各自治会の諸会合の開催など年間約1万6千人 に利用されている地域に果たす役割が非常に大きい施設である。

また、米子市地域防災計画で災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された施設で もあると同時に、加茂地区の一部は、島根原子力発電所から30km圏内(UPZ)にあるため、広域住民 避難計画において万が一、島根原子力発電所を起因とする原子力災害が発生した場合の一時集結所にも指 定されており、地域住民の安心・安全にとって重要な施設である。

したがって、現公民館が利用できなくなれば、地域活動等に大きく支障が生じるものである。本件事業 で移転改築することにより、社会教育・生涯学習、地域コミュニティ醸成及び地域住民の安心・安全の確 保などの役割を継続して果たすことが可能となる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)による環境影響評価の対象事業で はないが、工事の際に周辺環境に十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利 益を最小限のものとすることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、収用面積、利用者にとっての利便性、近隣住民への影響、経 済性等の観点から3つの候補地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして当該起業地 が選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4 号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アのとおり、県が実施する街路事業により現公民館が利用できなくなれば、地域活動等に大きく支 障が生じることから、早急な整備が必要である。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事 業の実施に必要かつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の 規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1 米子市総合政策部地域振興課

鳥取県大規模店舗立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設 置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成30年8月7日から平成30年10月9日まで公衆の縦 覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成30年10月9日までに知事に意 見書を提出することができる。

平成30年8月7日

鳥取県知事 平 井

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6-10
- 2 大規模店舗の名称

(仮称) ホームプラザナフコ鳥取立川店【生活館・資材館】

- 3 大規模店舗の敷地の所在地 鳥取市国府町新通り四丁目408-16ほか
- 4 大規模店舗の用途

小売店舗及び飲食店

5 大規模店舗の総床面積

10,854.84平方メートル

6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日 平成30年11月3日

7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(鳥取市東町一丁目220)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操 作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

平成30年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している もの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年9月2日	倉吉市葵町690-1			
午前9時から午前	倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 1/2号の散弾	6人
11時30分まで				
平成30年9月10日	西伯郡南部町鴨部933	"	"	5人

午後1時から午後	米子国際射撃場			
4時まで				
平成30年9月25日				
午後1時から午後	n	"	"	"
4時まで				

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年9月4日	岡山県岡山市北区御津伊田2291	大口径ライフル銃等	大口径ライフ	
午前10時から午後	御津ライフル射撃場	射撃	ル銃等に適合	6人
2時30分まで			する実包	
平成30年9月11日				
午前10時から午後	n	"	"	"
2時30分まで				
平成30年9月18日				
午前10時から午後	II.	"	"	"
2時30分まで				
平成30年9月25日				
午前10時から午後	n,	"	"	"
2時30分まで				
平成30年9月25日	岡山県真庭市仲間1810			
午前9時から正午	湯原国際クレー射撃場	"	"	3人
まで				

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課(電話0857-23-0110)又は住所地を管轄する警察

署に問い合わせること。